

一般社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領 一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前																								
<p>一般社団法人日本施設園芸協会 施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領</p>	<p>一般社団法人日本施設園芸協会 施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領</p>																								
<p>第1～9条 (略)</p> <p>第10条 1～2 (略)</p> <p>3 事業実施者による対策の事業の着手については、次によるものとする。 (1) (略) (2) 推進事業については、前号の規定によらず、施設園芸に係るものは当該事業年度の7月1日から、茶に係るものは当該事業年度の1月1日から事業の着手をすることができるものとする。ただし、事業実施者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。</p> <p>(補助金交付の際に附する条件)</p> <p>第11条 本法人は、前条第1項の交付の決定をする場合には、次の条件を附すものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、交付等要綱、生産局要領及びこの要領に従わなければならないこと。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第12～16条 (略)</p> <p>第17条 1 対象燃料 施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の用に供するA重油、灯油、LPガス(プロパンガス)及びLNG(都市ガス)(以下、「施設園芸用燃料」という。)を対象とする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。</p>	<p>第1～9条 (略)</p> <p>第10条 1～2 (略)</p> <p>3 事業実施者による対策の事業の着手については、次によるものとする。 (1) (略) (2) 推進事業については、前号の規定によらず、当該事業年度の7月1日から事業の着手をすることができるものとする。ただし、事業実施者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。</p> <p>(補助金交付の際に附する条件)</p> <p>第11条 本法人は、前条第1項の交付の決定をする場合には、次の条件を附すものとする。 (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)、要綱、生産局要領及びこの要領に従わなければならないこと。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第12～16条 (略)</p> <p>第17条 1 対象燃料 施設園芸セーフティネット構築事業は、施設園芸の用に供するA重油、灯油、LPガス(プロパンガス)及びLNG(都市ガス)(以下、「施設園芸用燃料」という。)を対象とする。なお、本事業で使用する燃料価格については、以下のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象燃料</th> <th>指標</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A重油</td> <td>農作物価統計調査</td> <td>円/リットル</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>A重油価格×1.06</td> <td>円/リットル</td> </tr> <tr> <td>LPガス</td> <td>卸売価格</td> <td>円/キログラム</td> </tr> </tbody> </table>	対象燃料	指標	単位	A重油	農作物価統計調査	円/リットル	灯油	A重油価格×1.06	円/リットル	LPガス	卸売価格	円/キログラム	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象燃料</th> <th>指標</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A重油</td> <td>農作物価統計調査</td> <td>円/リットル</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>A重油価格×1.06</td> <td>円/リットル</td> </tr> <tr> <td>LPガス</td> <td>卸売価格</td> <td>円/キログラム</td> </tr> </tbody> </table>	対象燃料	指標	単位	A重油	農作物価統計調査	円/リットル	灯油	A重油価格×1.06	円/リットル	LPガス	卸売価格	円/キログラム
対象燃料	指標	単位																							
A重油	農作物価統計調査	円/リットル																							
灯油	A重油価格×1.06	円/リットル																							
LPガス	卸売価格	円/キログラム																							
対象燃料	指標	単位																							
A重油	農作物価統計調査	円/リットル																							
灯油	A重油価格×1.06	円/リットル																							
LPガス	卸売価格	円/キログラム																							

	(日本LPGガス協会調査)			(日本LPGガス協会調査)		
LNG	LNG輸入価格(円/kg) 3か月平均÷0.895	円/ <u>立方</u> メートル		LNG	LNG輸入価格(円/kg) 3か月平均÷0.895	
2	(略)			2	(略)	
第18条	(略)			第18条	(略)	
第19条	燃料補填金の交付は、第17条第2項に定める対象期間の各月ごとに、当該月の指標が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、 <u>当該月指標価格に、本対策以外の補助事業による裨益がある場合は、その額を除するものとする。</u> また、各月の燃料補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。			第19条	燃料補填金の交付は、第17条第2項に定める対象期間の各月ごとに、当該月の指標が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、各月の燃料補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。	
2~5	(略)			2~5	(略)	
第20~26条	(略)			第20~26条	(略)	
第27条	燃料補填金の交付は、第25条に定める対象期間の各月ごとに、当該月の指標が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、 <u>当該月指標価格に、本対策以外の補助事業による裨益がある場合は、その額を除するものとする。</u> また、各月の補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。			第27条	燃料補填金の交付は、第25条に定める対象期間の各月ごとに、当該月の指標が発動基準価格(7中5平均にセーフティネット発動の基準となる率100%を乗じて算出した額)を超えた場合に行うものとする。なお、各月の補填金交付の有無及び補填対象の割合については本法人が農産局長と協議の上で決定し、事業実施者に通知するものとする。	
2~3	(略)			2~3	(略)	
4	次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。 (1) 当該月の燃料価格が前事業年度の対象期間における平均燃料価格の111%以上であること。 (2) 当該月の燃料価格が前々事業年度の <u>対象期間における平均燃料価格</u> の122%以上であること。 (3) 当該月の燃料価格が前々々事業年度の <u>対象期間における平均燃料価格</u> の133%以上であること。			4	次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、補填対象の割合を100%とする。 (1) 当該月の燃料価格が前事業年度の対象期間における平均燃料価格の111%以上であること。 (2) 当該月の燃料価格が前々事業年度の <u>同期同価格</u> の122%以上であること。 (3) 当該月の燃料価格が前々々事業年度の <u>同期同価格</u> の133%以上であること。	
5	(略)			5	(略)	
第28~40条	(略)			第28~40条	(略)	

附則

- この改正は、令和5年1月12日から施行する。(令和5年1月12日付け日施園第242号)
- 改正前の燃料価格高騰対策実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

別紙様式第1号～別紙様式第10号 (略)

参考様式第①号 (第18条第1項第1号関係) 【更新の場合】

(略)

(記載内容が重複していたため削除)

別紙様式第1号～別紙様式第10号 (略)

参考様式第①号 (第18条第1項第1号関係) 【更新の場合】

(略)

参考様式第①号 (第18条第1項第1号関係) 【新規契約の場合[施設園芸用]】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約締結完了通知
(令和〇〇事業年度燃料購入数量の設定について)

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 途の

(〇〇協議会)

住 所
名称及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書 (〇〇協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書 (令和 (平成) 〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成) (以下「業務方法書」という。) 別紙様式第5号) で申込みのあった施設園芸用燃料価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付け施設園芸用燃料購入数量等設定申込書 (業務方法書別紙様式第7号) で申込みのあった施設園芸用燃料購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、燃料補填積立金のうち第1回納付額を令和〇年〇月〇日までに当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

また、第2回納付額については1月下旬の納付を予定していますが、納付日等は別途お知らせさせていただきます。

なお、この期日までに燃料補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご留意ください。

記

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約締結完了通知
（令和〇〇事業年度燃料購入数量の設定について）

令和 年 月 日

（加入者組織代表者） 〇

（略）

別紙（参考様式第①号に添付）【新規契約の場合】

燃料購入数量及び燃料補填積立金の内訳（令和〇事業年度）

（略）

- 契約管理番号
- 契約期間（自）令和〇年7月1日（至）令和〇年6月30日
- 対象となる燃料購入数量

<u>選択肢（積立方式）</u>	<u>油種等</u>	<u>単価</u>	<u>燃料購入予定数量</u>
<u>燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立て</u>	<u>A重油</u>	<u>12.2円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	<u>灯油</u>	<u>13.0円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	<u>LPGガス</u>	<u>16.0円/kg</u>	<u>kg</u>
	<u>LNG</u>	<u>8.60円/m³</u>	<u>m³</u>
<u>燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立て</u>	<u>A重油</u>	<u>24.5円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	<u>灯油</u>	<u>25.9円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	<u>LPGガス</u>	<u>32.0円/kg</u>	<u>kg</u>
	<u>LNG</u>	<u>17.1円/m³</u>	<u>m³</u>
<u>燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立て</u>	<u>A重油</u>	<u>40.8円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	<u>灯油</u>	<u>43.2円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	<u>LPGガス</u>	<u>53.3円/kg</u>	<u>kg</u>
	<u>LNG</u>	<u>28.5円/m³</u>	<u>m³</u>
<u>燃料価格の170%相当までの高騰に備え積み立て</u>	<u>A重油</u>	<u>57.1円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	<u>灯油</u>	<u>60.5円/リットル</u>	<u>リットル</u>
	<u>LPGガス</u>	<u>74.6円/kg</u>	<u>kg</u>
	<u>LNG</u>	<u>39.9円/m³</u>	<u>m³</u>

- 燃料補填積立金額 円

対象となる燃料購入数量及び燃料補填積立金額の内訳は別紙のとおり

参考様式第①号（第18条第1項第1号関係）【新規契約の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約締結完了通知
（令和〇〇事業年度燃料購入数量の設定について）

令和 年 月 日

（加入者組織代表者） 〇

（略）

別紙（参考様式第①号に添付）【新規契約の場合】

燃料購入数量及び燃料補填積立金の内訳（令和〇事業年度）

（略）

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）【更新の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約締結完了通知
(令和〇事業年度燃料購入数量の設定について)

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)
住 所
名称及び代表者の氏名

令和(平成)〇年〇月〇日付けで成立した茶加工用燃料価格差補填金積立契約のうち、令和〇年〇月〇日付けで更新の申込みのあった令和5事業年度の茶加工用燃料購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、令和〇年〇月〇日までに、令和5事業年度燃料補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

なお、この期日までに燃料補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）

【令和4事業年度契約更新済みで4事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知
(うち令和4事業年度燃油購入数量の設定について)

令和 年 月 日

(加入者組織代表者) 殿

(〇〇協議会)
住 所
名称及び代表者の氏名

令和(平成)〇年〇月〇日付けで成立した茶加工用燃油価格差補填金積立契約のうち、令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった令和4事業年度の茶加工用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、令和〇年〇月〇日までに、令和4事業年度燃油補填積立金のうち納付必要額を当協会の口座へ納付願います。(口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義)

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 (自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

➤ 令和4事業年度の対象となる燃油購入数量

選択肢(積立方式)	油種	単価	<u>燃油</u> 購入予定数量
<u>燃油</u> 価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	<u>A重油</u>	<u>12.2円/リットル</u>	<u>リットル</u>
<u>燃油</u> 価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	<u>A重油</u>	<u>24.3円/リットル</u>	<u>リットル</u>
<u>燃油</u> 価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	<u>A重油</u>	<u>40.5円/リットル</u>	<u>リットル</u>
<u>燃油</u> 価格の170%相当までの高騰に備え積み立て	<u>A重油</u>	<u>56.7円/リットル</u>	<u>リットル</u>

➤ 令和4事業年度燃油補填積立金額 円
前年度積立金残高 円
令和4事業年度納付必要額 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

➤ 令和5事業年度の対象となる燃料購入数量

選択肢 (積立方式)	油種	単価	購入予定数量
燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.5円/L	L
	LPGガス	15.8円/kg	kg
	LNG	8.6円/m ³	m ³
燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.1円/L	L
	LPGガス	31.6円/kg	kg
	LNG	17.1円/m ³	m ³
燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	41.8円/L	L
	LPGガス	52.6円/kg	kg
	LNG	28.5円/m ³	m ³
燃料価格の170%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	58.5円/L	L
	LPGガス	73.6円/kg	kg
	LNG	39.9円/m ³	m ³

➤ 令和5事業年度燃料補填積立金額 円
 前年度積立金残高 円
 令和5事業年度納付必要額 円
 対象となる燃料購入数量及び燃料補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【契約の更新の場合[茶用]】
 別紙

燃料購入数量及び燃料補填積立金の内訳 (令和5事業年度)

- 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 参加構成員数 名
- 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	対象燃料購入数量 5事業年度 (年月～年月分)			燃料補填積立金額※ (円) ① 5事業年度 (年月～年月分)	前年度積立金 残高 (円) ②	5事業年度 積立必要額 (円) ①-②
				A重油	LPGガス	LNG			
				L	kg	m ³	円	円	円
				L	kg	m ³	円	円	円
				L	kg	m ³	円	円	円
				L	kg	m ³	円	円	円
				L	kg	m ³	円	円	円
合計			115%	L	kg	m ³	円	円	円
			130%	L	kg	m ³	円	円	円
			150%	L	kg	m ³	円	円	円
			170%	L	kg	m ³	円	円	円

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
 (注) ※は、燃料の種類ごとに「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出(参加構成員の積立分)し、合計額を切り捨てにより 100 円単位で記載する。

(参考様式第①号に添付) 【令和4事業年度契約更新済みで4事業年度の燃油購入数量の設定を行う場合[茶用]】
 別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和4事業年度)

- 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 参加構成員数 名
- 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	対象燃油購入数量 (リットル)		燃油補填積立金額※ (円)	前年度積立金 残高 (円) ②	4事業年度 積立必要額 (円) ①-②
				4事業年度 (年月～年月分)	4事業年度 (年月～年月分)			
合計			115%					
			130%					
			150%					
			170%					

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。
 (注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出する(参加構成員の積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）【新規契約の場合[茶用]】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約締結完了通知
（令和〇事業年度燃料購入数量の設定について）

令和 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

（〇〇協議会）
住 所
名称及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃料価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃料購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、令和〇年〇月〇日までに、燃料補填積立金を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃料補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 （自）令和 年 月 日（至）令和 年 月 日

参考様式第①号（第26条第1項第1号関係）

【令和4事業年度以降の新規契約の場合[茶用]】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約締結完了通知

令和 年 月 日

（加入者組織代表者）殿

（〇〇協議会）
住 所
名称及び代表者の氏名

令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃油価格差補填金積立契約について、下記の内容で積立契約が成立したことを通知します。

併せて、令和〇年〇月〇日付けで申込みのあった茶加工用燃油購入数量等について、下記の内容で設定します。

ついては、令和〇年〇月〇日までに、燃油補填積立金を当協会の口座へ納付願います。（口座：金融機関・支店名、預金種別、口座番号及び預金の名義）

なお、この期日までに燃油補填積立金の納入がされない場合、本積立契約を解約しますのでご注意ください。

記

➤ 契約管理番号 _____

➤ 契約期間 （自）令和 年 月 日（至）令和 年 月 日

▶ 対象となる燃料購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	購入予定数量
燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.5円/L	L
	LPGガス	15.8円/kg	kg
	LNG	8.6円/m ³	m ³
燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.1円/L	L
	LPGガス	31.6円/kg	kg
	LNG	17.1円/m ³	m ³
燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	41.8円/L	L
	LPGガス	52.6円/kg	kg
	LNG	28.5円/m ³	m ³
燃料価格の170%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	58.5円/L	L
	LPGガス	73.6円/kg	kg
	LNG	39.9円/m ³	m ³

▶ 燃料補填積立金額 _____ 円

対象となる燃料購入数量及び燃料補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【新規契約の場合[茶用]】
別紙

燃料購入数量及び燃料補填積立金の内訳 (令和○事業年度)

- 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 参加構成員数 名
- 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	対象燃料購入数量 ○事業年度 (年月～年月分)			燃料補填積立金額※ (円) ○事業年度 (年月～年月分)	備考
				A重油	LPGガス	LNG		
				L	kg	m ³	円	
				L	kg	m ³	円	
				L	kg	m ³	円	
				L	kg	m ³	円	
				L	kg	m ³	円	
合計				115%	L	kg	m ³	円
				130%	L	kg	m ³	円
				150%	L	kg	m ³	円
				170%	L	kg	m ³	円

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃料の種類ごとに燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出(農家積立分)し、合計額を切り捨てにより100円単位で記載する。

▶ 対象となる燃油購入数量

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.2円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.3円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	40.5円/リットル	リットル
燃油価格の170%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	56.7円/リットル	リットル

▶ 燃油補填積立金額 _____ 円

対象となる燃油購入数量及び燃油補填積立金額の内訳は別紙のとおり

(参考様式第①号に添付) 【令和4事業年度以降の新規契約の場合[茶用]】
別紙

燃油購入数量及び燃油補填積立金の内訳 (令和○事業年度)

- 組織名 ○○○○、 契約管理番号
- 参加構成員数 名
- 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
				○事業年度 (年月～年月分)	○事業年度 (年月～年月分)	
合計				115%		
				130%		
				150%		
				170%		

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出する(農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

参考様式第②号（第21条第1号関係）【契約の更新の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書（更新）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

〇〇協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和（平成）年 月 日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度以降からの契約の場合は当該年の5月1日（又は4月1日若しくは6月1日若しくは7月1日）を開始日とし、令和5年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日若しくは6月30日）までの期間です（期間の終期が更新されます。）。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃料補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用燃料価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃料価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃料価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

参考様式第②号（第21条第1号関係）【契約の更新の場合】

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書（更新）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

〇〇協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和（平成）年 月 日（平成24事業年度からの契約の場合は平成25年2月1日、平成25事業年度以降からの契約の場合は当該年の5月1日（又は4月1日若しくは6月1日若しくは7月1日）を開始日とし、令和5年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日若しくは6月30日）までの期間です（期間の終期が更新されます。）。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用燃料価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)

住 所
名称及び代表者の氏名

〇〇協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和5年1月1日を開始日とし、令和5年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日若しくは6月30日）までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃料補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用燃料価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃料価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃料価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

施設園芸用燃料価格差補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)

住 所
名称及び代表者の氏名

〇〇協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和5年1月1日を開始日とし、令和5年4月30日（又は3月31日若しくは5月30日若しくは6月30日）までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から施設園芸用燃料価格差補填金を交付する際の送金手数料は、施設園芸用燃料価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他施設園芸セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を施設園芸セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃料価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

<p>(参考様式第②号に添付) (参考様式第③号の「別紙」による代用可能) 別紙 (略)</p>	<p>(参考様式第②号に添付) (参考様式第③号の「別紙」による代用可能) 別紙 (略)</p>
--	--

参考様式第②号（第29条第1項第1号関係）【契約の更新の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約申込書（更新）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

〇〇協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成（令和）年 月 日を開始日とし、令和5年10月31日までの期間です（期間の終期が更新されます。）。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃料補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から茶加工用燃料価格差補填金を交付する際の送金手数料は、茶加工用燃料価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他茶セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を茶セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃料価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

参考様式第②号（第29条第1号関係）【令和4事業年度の契約の更新の場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約申込書（更新）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住 所
名称及び代表者の氏名

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を更新して締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号 _____ ※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

更新による積立契約の期間の終期： 年 月 日

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、平成27年4月1日を開始日とし、令和4年10月31日までの期間です（期間の終期が更新されます。）。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から茶加工用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、茶加工用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知（更新）を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他茶セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を茶セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

参考様式第②号（第29条第1項第1号関係）【新規契約の場合】

茶加工用燃料価格差補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名

〇〇協議会施設園芸等燃料価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和5年4月1日を開始日とし、令和5年10月31日までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃料補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から茶加工用燃料価格差補填金を交付する際の送金手数料は、茶加工用燃料価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他茶セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を茶セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃料価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

参考様式第②号（第29条第1号関係）【令和4事業年度以降の新規契約の場合】

茶加工用燃油価格差補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

(農業者組織)
住 所
名称及び代表者の氏名

〇〇協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（令和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇協議会作成）第12条の規定に基づき、貴協議会作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

なお、本契約に参加する当組織の構成員は別紙のとおりです。

【積立契約における留意事項】

- ・積立契約の期間は、令和4年4月1日を開始日とし、令和4年10月31日までの期間です。
- ・補填金は、当該補填金交付日における燃油補填積立金残高の2倍を上限として支給されますが、政府の予算と〇〇協議会（以下「本協議会」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・本協議会から茶加工用燃油価格差補填金を交付する際の送金手数料は、茶加工用燃油価格差補填金のうちセーフティネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。（注：送金手数料を推進事業から支出する場合は本項目を削除する。）
- ・積立金に利息はつきません。
- ・本協議会は、この申込書を受け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

本協議会は、積立契約の締結その他茶セーフティネット構築事業の実施に伴って取得した個人情報を茶セーフティネット構築事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。

- ・本協議会が取得した個人情報を、農林水産省に提出することがあります。
- ・本協議会は、一般社団法人日本施設園芸協会（全国団体）その他の関係団体に対し施設園芸等燃油価格高騰対策に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

(参考様式第②号に添付) (参考様式第③号の「別紙」による代用可能)
別紙

茶加工用燃料価格差補填金積立契約の参加構成員について

〇〇組織における、茶加工用価格差補填金積立契約の参加構成員は以下のとおりです。

- フリガナ
1 組織名
- 2 代表者
代表者の住所：
フリガナ
代表者の氏名：

3 参加構成員数 名

4 参加構成員

番号	フリガナ 氏名	住 所

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(参考様式第②号に添付) (参考様式第③号の「別紙」による代用可能)
別紙

茶加工用燃油価格差補填金積立契約の参加構成員について

〇〇組織における、茶加工用価格差補填金積立契約の参加構成員は以下のとおりです。

- フリガナ
1 組織名
- 2 代表者
代表者の住所：
フリガナ
代表者の氏名：

3 参加構成員数 名

4 参加構成員

番号	フリガナ 氏名	住 所

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

参考様式第③号（第21条第1号関係）

施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（令和○事業年度）
（略）

（参考様式第③号に添付）

別紙

施設園芸用燃料購入数量等設定の内訳（令和○事業年度）
（略）

参考様式第③号（第21条第1号関係）

施設園芸用燃料購入数量等設定申込書（令和○事業年度）
（略）

（参考様式第③号に添付）

別紙

施設園芸用燃料購入数量等設定の内訳（令和○事業年度）
（略）

参考様式第③号（第29条第1項第1号関係）

茶加工用燃料購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住所

名称及び代表者の氏名

令和○事業年度の茶加工用燃料価格差補填金の対象となる燃料購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃料購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号

※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和 年 月 日から令和5年10月31日まで

2. 対象数量（茶加工用燃料価格差補填金の対象となる燃料購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	購入予定数量
燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.5円/L	L
	LPGガス	15.8円/kg	kg
	LNG	8.6円/m ³	m ³
燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	25.1円/L	L
	LPGガス	31.6円/kg	kg
	LNG	17.1円/m ³	m ³
燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	41.8円/L	L
	LPGガス	52.6円/kg	kg
	LNG	28.5円/m ³	m ³
燃料価格の170%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	58.5円/L	L
	LPGガス	73.6円/kg	kg
	LNG	39.9円/m ³	m ³

参考様式第③号（第29条第1号関係）

【令和3事業年度（設定済み）のうち令和4事業年度の燃油購入数量の追加の場合】

茶加工用燃油購入数量等設定申込書（追加）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住所

名称及び代表者の氏名

令和4事業年度の茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定（令和3事業年度の追加）を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号

※積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間（更新） 令和 年 月 日から令和4年10月31日まで

2. 対象数量（茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.2円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.3円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	40.5円/リットル	リットル
燃油価格の170%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	56.7円/リットル	リットル

※上段（ ）書きで当初金額、下段に追加後の金額（当初+4事業年度追加）を記載

3. 燃料補填積立の金額

(※油種別積立単価×購入予定数量×1/2により算出)

	<u>A重油</u>	<u>LPガス</u>	<u>LNG</u>
<u>燃料価格の115%相当までの高騰に備え積み立て</u>	円	円	円
<u>燃料価格の130%相当までの高騰に備え積み立て</u>	円	円	円
<u>燃料価格の150%相当までの高騰に備え積み立て</u>	円	円	円
<u>燃料価格の170%相当までの高騰に備え積み立て</u>	円	円	円

計	円
---	---

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより 100 円単位としたものです。

【燃料購入数量等設定における留意事項】

- 燃料購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃料購入数量が設定できない場合があります。
- 当協議会から指示があった場合には、指定月の燃料の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- 燃料購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃料補填積立金必要額を納入してください。

3. 燃油補填積立の金額(追加)

選択された単価

<u>A重油 (12.2円) × 数量設定申込書の数量</u>	((<u>リットル</u>))	×1/2=	(<u>円</u>)
<u>A重油 (24.3円) × 数量設定申込書の数量</u>	((<u>リットル</u>))	×1/2=	(<u>円</u>)
<u>A重油 (40.5円) × 数量設定申込書の数量</u>	((<u>リットル</u>))	×1/2=	(<u>円</u>)
<u>A重油 (56.7円) × 数量設定申込書の数量</u>	((<u>リットル</u>))	×1/2=	(<u>円</u>)

計	円
---	---

※上段 () 書きで当初金額、下段に追加後の金額 (当初+4事業年度追加) を記載

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより 100 円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

- 燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。
- 当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。
- 燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

(参考様式第③号に添付)
別紙

茶加工用燃料購入数量等設定の内訳

〇〇組織の燃料購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	燃料購入予定数量 ○事業年度 (年月～年月分)			燃料補填積立金額(円)※ ○事業年度 (年月～年月分)
				A重油	LPGガス	LNG	
				L	kg	m ³	円
				L	kg	m ³	円
				L	kg	m ³	円
				L	kg	m ³	円
				L	kg	m ³	円
合計			115%	L	kg	m ³	円
			130%	L	kg	m ³	円
			150%	L	kg	m ³	円
			170%	L	kg	m ³	円

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃料購入予定数量×積立単価×1/2」で算出する(農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

(参考様式第③号に添付) 【令和3事業年度(設定済み)のうち令和4事業年度の燃油購入数量の追加の場合】
別紙

茶加工用燃油購入数量等設定の内訳

〇〇組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	燃油購入予定数量(リットル)	燃油補填積立金額(円)※
				令和4事業年度 (年月～年月分)	令和4事業年度 (年月～年月分)
合計			115%		
			130%		
			150%		
			170%		

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量(リットル)×積立単価(円/リットル)×1/2」で算出する(農家積立分)。切り捨てにより100円単位で記載する。

(注) 3事業年度の対象燃油購入数量の追加について、上段()で当初設定数量、下段に追加後の設定数量(当初+追加)を記載する。

(削除)

参考様式第③号（第29条第1号関係）

【令和4事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】

茶加工用燃油購入数量等設定申込書（令和○事業年度）

令和 年 月 日

〇〇協議会会長 殿

（農業者組織）

住所

名称及び代表者の氏名

令和○事業年度の茶加工用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

なお、参加構成員ごとの燃油購入数量等の内訳は別紙のとおりです。

➤ 契約管理番号

※契約済みの場合は、積立契約完了通知の契約管理番号を記載

1. 対象期間 令和○年4月1日から令和○年10月31日まで

2. 対象数量（施設園芸用燃油価格差補填金の対象となる燃油購入予定数量）

選択肢（積立方式）	油種	単価	燃油購入予定数量
燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	12.2円/リットル	リットル
燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	24.3円/リットル	リットル
燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	40.5円/リットル	リットル
燃油価格の170%相当までの高騰に備え積み立て	A重油	56.7円/リットル	リットル

3. 燃油補填積立の金額

選択された単価

A重油（12.2円）×数量設定申込書の数量（ $\frac{\text{円}}{\text{リットル}}$ ）×1/2＝ 円

A重油（24.3円）×数量設定申込書の数量（ $\frac{\text{円}}{\text{リットル}}$ ）×1/2＝ 円

A重油（40.5円）×数量設定申込書の数量（ $\frac{\text{円}}{\text{リットル}}$ ）×1/2＝ 円

円

*積立の金額は、参加構成員ごとに計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

【燃油購入数量等設定における留意事項】

・燃油購入数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入数量が設定できない場合があります。

・当協議会から指示があった場合には、指定月の燃油の購入数量を領収書、納品書等の写しを添付して速やかに報告してください。

・燃油購入数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金必要額を納入してください。

(削除)

(参考様式第③号に添付) 【令和4事業年度以降の燃油購入数量の設定の場合】
別紙

茶加工用燃油購入数量等設定の内訳 (令和○事業年度)

○組織の燃油購入予定数量等設定の内訳は以下のとおりです。

1 参加構成員数 名

2 参加構成員ごとの内訳

番号	氏名	住所	選択肢 ・115% ・130% ・150% ・170%	対象燃油購入数量 (リットル)	燃油補填積立金額※ (円)	備考
				○事業年度 (年 月 ~ 年 月 日)	○事業年度 (年 月 ~ 年 月 日)	
				—		
合 計			115%			
			130%			
			150%			
			170%			

(注) 番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

(注) ※は、「燃油購入予定数量 (リットル) × 積立単価 (円/リットル) × 1/2」で算出する (農家積立分)。切り捨てにより 100 円単位で記載する。